

# 第2次稚内市環境基本計画

～人と地球にやさしいまち わっかない～

稚 内 市

## 第2次稚内市環境基本計画の策定にあたって



私たちのまち稚内市は、日本海、宗谷海峡、オホーツク海の三方を海に囲まれ、利尻礼文サロベツ国立公園や宗谷丘陵、大沼など豊かな自然環境に恵まれたまちです。

この自然を次世代に引き継いでいくため、本市では2003年（平成15年）3月に、「稚内市環境基本条例」を制定するとともに、2006年（平成18年）2月に、「稚内市環境基本計画」を策定し、各種の取り組みを進めてきました。また、2011年（平成23年）3月には、市民一人ひとりが環境に対する意識を一層高めるため、自ら参加・行動することを宣言した「環境都市宣言」を行いました。

この間、2011年（平成23年）3月に発生した東日本大震災や、2016年（平成28年）11月に発効した地球温暖化対策の新たな枠組みとなる「パリ協定」など、私たちを取りまく社会情勢は大きく変化をしています

「稚内市環境基本計画」の計画期間満了により、こうした情勢の変化や国内外の諸課題に対応するため、「人と地球にやさしいまち わっかない」を環境像とする、「第2次稚内市環境基本計画」を策定しました。

本計画は、「地球環境への負荷を減らす低炭素社会の実現」、「ごみを減らし資源を有効につかう循環型社会の実現」、「健康で安全に暮らせる生活環境の保全」、「人と生き物が共生する自然環境の保全」、そして、「より良い環境をめざして市民一人ひとりが参加し行動する」の5つの基本目標と、それらを推進するための具体的な施策で構成しています。

これらの目標を実現するためには、市民・事業者・市のそれぞれが役割を認識し、協働によって取り組んでいくことが重要です。今後とも、皆様の御理解、御協力をお願い申し上げます。

最後に本計画の策定にあたり、アンケート調査にご協力頂いた市民、事業者の皆様、市民ワークショップに参加いただいた皆様、環境審議会の委員の皆様には、心より感謝を申し上げます。

2018年（平成30年）3月

稚内市長 **工藤 広**

## 目 次

第1章 計画策定の基本的考え方.....	1
1. 計画策定の背景.....	1
2. 計画の位置づけと役割.....	4
3. 計画の期間.....	4
4. 計画の対象（計画の範囲）.....	5
第2章 目指すべき環境の姿と基本目標.....	6
1. 地域の概況.....	6
2. 目指すべき環境の姿.....	10
3. 施策体系.....	11
第3章 具体的施策の展開.....	20
1. 社会の低炭素化に貢献するまちー低炭素社会の実現ー.....	20
2. ごみを減らし資源を有効につかうまちー循環型社会の形成ー.....	31
3. 健康で安全に暮らせるまちー生活環境の保全ー.....	37
4. 豊かな自然を守り人と生き物の共生を実現するまちー自然環境の保全ー.....	48
5. より良い環境をめざして市民一人ひとりが参加し行動するまち.....	58
第4章 計画の推進体制と進行管理.....	64
1. 計画推進の体制づくり.....	64
2. 計画の進行管理.....	67
資料編	
1. 稚内市環境基本条例	
2. アンケート調査の概要	
3. ワークショップの開催概要	
4. 前回計画以降の国内外の動き（主な環境施策等）	
5. 計画策定の経過	
6. 稚内市環境審議会名簿	
7. 環境用語集	